

防火管理に係る消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、防火管理者が社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の防火管理について必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全および被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画を適用する者の範囲は、当該防火対象物に勤務し、出入するすべての者とする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原者の当該権原の及ぶ範囲は病院全ての部分とする。

2 管理権原者は、防火対象物の管理形態等を別表1「防火対象物実態把握表」により把握し、防火管理者に防火管理業務を適正に行わせなければならない。

(管理権原者の責務)

第4条 管理権原者は、防火管理業務のすべてについて責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的または監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる資格者を、防火管理者として選任しなければならない。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成または変更する場合には、必要な指示を与えなければならない。

(防火管理者の業務と権限等)

第5条 防火管理者は、この計画の作成および実行についてすべての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成および変更
- (2) 自衛消防の組織に係る事項
- (3) 防火安全に係る自主検査・点検の実施と監督
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備およびその立会い
- (5) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (6) 収容人員の適正管理

- (7) 従業員等に対する防火教育・訓練の実施
- (8) 火気の使用, 取扱いの指導, 監督
- (9) 改装工事など工事中の立会いおよび安全対策の樹立
- (10) 放火防止対策の推進
- (11) 関係機関との連携
- (12) その他防火上必要な事項

(予防活動組織)

第6条 予防的活動に係る組織は、防火管理者を中心に階などを単位として防火担当責任者を、また各室、火気使用箇所などを単位として火元責任者を別表2のとおり定めるものとする。

2 防火担当責任者は、次の業務を行う。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導および監督に関すること。
 - (2) 防火管理者の補佐
- 3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行う。
- (1) 火気管理に関すること。
 - (2) 自主検査表などによる建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設および消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
 - (3) 防火担当責任者の補佐

(出火防止対策)

第7条 防火管理者は、火気使用設備器具の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努めるものとする。

2 防火管理者は、次の事項について火気等の使用の制限を行うものとする。

- (1) 敷地内は全面禁煙とする。
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所は、厨房を除くすべての場所とする。

(放火防止対策)

第8条 防火管理者は、次の事項に留意して放火防止に努めるものとする。

- (1) 廊下、階段室、洗面所等の可燃物の整理、整頓または除去を行う。
- (2) 物置、空室、倉庫等の施錠管理など、第三者が入れない環境作りを行う。
- (3) アルバイト、パート、派遣などの従業員の明確化による不法侵入者の監視を行う。

- (4) 監視カメラ等による死角の解消および死角となる場所の定期的な巡回監視を行う。
- (5) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物等の整理整頓を行う。
- (6) 最終退館者は、火気および施錠の確認を確実に行う。
- (7) 全従業員等に対する放火防止意識の高揚策を図る。

(火災予防上の自主検査等)

第9条 火災予防上の自主検査は別表3により、消防用設備等の自主点検（点検基準）は、別表4により実施する。

- 2 検査および点検結果は、防火管理者が管理権原者等に報告し、不備欠陥については改修計画を樹立し整備する。
- 3 点検結果の記録は、「防火管理維持台帳」に編冊して3年間整備保存する。

(避難施設等の維持管理)

第10条 避難施設の維持管理は次による。

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難の障害となる設備を設けたり物品を置いてはならない。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となるような物品を置いてはならない。
- (3) 防火壁、内装その他の防火上の構造に不備欠陥があれば、改修すること。

(震災対策)

第11条 防火管理者は、地震時の災害を予防するため、ロッカ一等の転倒防止措置、看板・広告塔等の落下防止措置等を行う。

- 2 地震等の災害に備え、救助救護等の資器材および非常用物品を確保し、維持管理を行う。
- 3 地震が発生した場合、次の安全措置を行うものとする。
 - (1) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - (2) 火気使用設備器具の直近にいる者（従業員）は、電源および燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
 - (3) 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- 4 地震時の活動は、消防計画の自衛消防組織による活動を原則とする。
 - (1) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消

防隊員に周知徹底させるとともに、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。

- (2) 避難にあっては、身の安全を確保した後、病院外来駐車場へ避難させる。
- 5 事業再開時には、建物の被害状況を把握し、身の安全を図り復旧作業を行う。
- 6 火気使用器具等の破損状況を検査し、安全であることを確認した後、使用を再開する。

(工事における安全対策)

第12条 増築等の工事を行おうとするときは、あらかじめ防火管理者は消防機関と協議する。

- 2 防火管理者は、増築等の工事を行う場合、工事施工責任者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
- 3 防火管理者は、工事に立会い、火気の使用または取扱いに関する監督を行う。
- 4 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙および裸火の取扱いをさせない。
- 5 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、掲示させるとともに、次の対策をさせる。
 - (1) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等を準備する。
 - (2) 塗装などに危険物等を使用する場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。

(自衛消防の組織等)

第13条 消防計画に定める自衛消防組織は、別表5により編成し、災害発生時の任務は次による。

- (1) 自衛消防隊長・副隊長
 - ア 自衛消防隊の活動を総括し、全体を指揮する。
 - イ 火災に係る情報を集約し公設消防隊に報告する。
- (2) 通報連絡班
 - ア 119番に通報する。
 - イ 非常ベルを鳴らすなど、在館者に災害発生を知らせる。
 - ウ 関係機関や関係者へ連絡する。
- (3) 避難誘導班
 - ア 避難口を開放し、避難経路図に従い避難誘導に当たる。
 - イ 非常警報器具等を活用し、避難口に誘導する。

- ウ エレベーター等の使用を制限する。
 - エ 避難誘導は大声で簡潔に行い、パニック防止に全力をあげる。
 - オ 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、すべての防火戸等を完全に閉鎖し、火災の拡大を防止する。
- (4) 消火班
- 消火器具・消火設備等を活用し、消火活動を実施する。
- (5) 救護班
- ア 負傷者に対する応急処置を実施する。
 - イ 救急隊と連絡を密にして負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
 - ウ 負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

(従業員等の防火・防災教育)

第14条 従業員等に対し防火・防災教育を次のとおり実施する。

- (1) 教育の内容は、概ね次の項目について教育する。
- ア 火災予防上の遵守事項
 - イ 防火管理に関する従業員各自の任務および責任の周知徹底
 - ウ 震災対策に関する事項
 - エ その他火災予防上必要な事項
- (2) 教育の実施方法
- ア 新入社員等採用時の研修期間中に実施する。
 - イ 毎日の朝礼時または就業時に合わせて実施する。
 - ウ その他

(従業員等の訓練)

第15条 防火管理者は従業員等に対し、火災、地震その他の災害が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるようにより訓練を実施する。

- 2 訓練種別
- 消火、通報および避難の訓練
- 3 訓練実施計画は（年2回）とし、実施時期は（4月・11月）とする。

(消防機関との連絡等)

第16条 管理権原者または防火管理者は、消防機関との連絡を図り、次の事項について通報または届出を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出

- (3) 訓練実施の通報「自衛消防訓練等通知書」届出
- (4) 消防用設備等点検結果報告届出
- (5) 増築等の工事を行うときの「工事中の消防計画書」届出
- (6) その他消防法令により義務付けられている届出

(その他防火管理上必要な事項)

第17条 前条までに定めるもののほか、防火管理上必要な事項は別に定める。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

防 火 対 象 物 実 態 把 握 表

敷地全体

収容人員	1,066名
防火管理業務の一部委託	有・無

建物(棟)別

建物(棟)No.	1
防 火 対 象 物 名 称	社会福祉法人 北海道社会事業協会函館病院

1 規模・構造等				
使 用 開 始 年 月	階 数		用 途	延面積
	地 上	地 下		
平成18年 12月	6階	階	6項イ	17,916.92 m ²
構 造	階 段			
	屋 内	屋 外		
耐火・準耐火・その他	本	本		

2 火気等の使用状況				
(1) 火気使用状況				
厨房				
(2) 危険物および指定可燃物等の貯蔵・取扱い状況				
A重油				

3 消防用設備等の設置状況 (設置されている設備は枠内に○を入れる)			
(1) 消火設備			
○	消火器	○	屋内消火栓設備
○	スプリンクラー設備		屋外消火栓設備
	()消火設備		
(2) 警報設備			
○	自動火災報知設備		非常警報設備(ベル・サイレン)
○	非常警報設備(放送設備)		漏電火災警報器
○	ガス漏れ火災警報設備		
(3) 避難設備			
○	避難器具(救助袋)	○	誘導灯
(4) 消火活動上必要な施設等			
○	連結送水管	○	消防用水
○	非常コンセント設備		

※ 同一敷地内に管理権原者が同一の棟が複数ある場合は、この表を建物(棟)ごとに記載すること。なお、敷地は1枚目のみ記載すること。

別表2

予防活動組織編成表

防火担当責任者		火元責任者	
担当区域(階)	氏名 (職名)	担当区域 (部分)	氏名 (職名)
1階	施設管理課 施設係主任	東側	看護副部長(外来)
		西側	診療放射線科長
2階	総務課長	東側	リハビリテーション科長
		西側	財務・管財課長
3階	看護部長	東側	看護師長(3東)
		西側	看護師長(3西)
4階	看護部長	東側	看護師長(4東)
		西側	看護師長(4西)
5階	看護部長	東側	看護師長(5東)
		西側	看護師長(5西)
6階	総務課長	東側	財務・管財課長
		西側	財務・管財課長

別表3

自 主 檢 査 表 (月)

防火管理者 木村 弘人

日	曜 日	検 査 項 目									検 査 実 施 者
		避難通路等に物品が放置され てないか。(避難口・廊下・ 階段・避難通路)	避難口(非常口)は容易に 開放できるか。	いか い か。	防火戸等の自動閉鎖装置 は有効に機能するか。	ガス器具のホースの劣 化・損傷はないか。	電気器具や配線などの劣 化・損傷はないか。	火氣設備器具の異常は ないか。	たばこの吸殻の処理は適 正か。	終業時の火氣の確認	
1	()										
2	()										
3	()										
4	()										
5	()										
6	()										
7	()										
8	()										
9	()										
10	()										
11	()										
12	()										
13	()										
14	()										
15	()										
16	()										
17	()										
18	()										
19	()										
20	()										
21	()										
22	()										
23	()										
24	()										
25	()										
26	()										
27	()										
28	()										
29	()										
30	()										
31	()										

※ 備考 良の場合は○を、不備のある場合×を、即時改修した場合は☒を記入する。

別表4 (その1)

消防用設備等の自主点検表(月)

防火管理者 木村 弘人

日	曜 日	消火器			自動火災 報知設備		非常警報設備 (ベル)		避難器具			誘導灯			点 検 実 施 者	
		設置場所に置いてあるか。	変形・損傷等はないか。	安全栓が外れていないか。	圧力計がある場合は、指示範囲内にあるか。	受信機のスイッチは、ベル停止となつてないか。	感知器の破損、変形、脱落はないか。	発信機の周囲に障害物はないか。	発信機の表示灯は点灯しているか。	表示灯は点灯しているか。	操作上障害となる物はないか。	表示灯は点灯しているか。	操作上障害となる物はないか。	操作上障害となる物はないか。	操作上障害となる物はないか。	
1	()															
2	()															
3	()															
4	()															
5	()															
6	()															
7	()															
8	()															
9	()															
10	()															
11	()															
12	()															
13	()															
14	()															
15	()															
16	()															
17	()															
18	()															
19	()															
20	()															
21	()															
22	()															
23	()															
24	()															
25	()															
26	()															
27	()															
28	()															
29	()															
30	()															
31	()															

※ 備考 良の場合は○を、不備のある場合×を、即時改修した場合は☒を記入する。

別表4 (その2)

消防用設備等の自主点検表(月)

防火管理者 木村 弘人

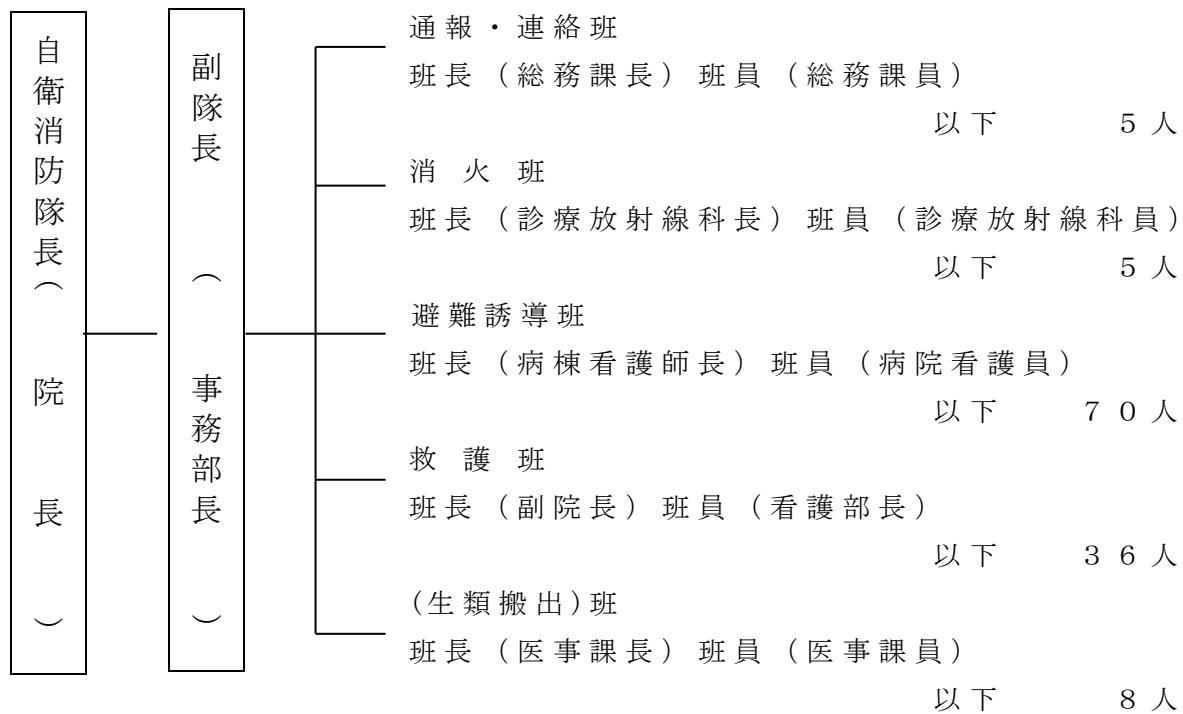
日	曜 日	屋内(外) 消火栓設備			スプリンクラー 設備		非常警報設備 (放送設備)		連結送水管						点 検 実 施 者	
		使用上 の障害 となる 物品 は ない か。	消 火 栓 箱 は 確 実 に 開 閉 で き る か。	ホ ース ・ ノ ズ ル が 適 正 に 收 納 さ れ て い る か。	表 示 灯 は 点 灯 し て い る か。	制 御 弁 は 開 放 さ れ て い る か。	ヘ ッ ド 周 囲 に 散 水 障 害 は な い か。	補 助 散 水 栓 箱 は 確 実 に 開 閉 で き る か。	補 助 散 水 栓 の ホ ース ・ ノ ズ ル が 適 正 に 收 納 さ れ て い る か。	操 作 上 障 害 と な る 物 は な い か。	操 作 ス イ ッ チ 類 は 正 常 な 位 置 に あ る か。	ス ピ ー カ ー は 破 損 、 変 形 、 脱 落 は な い か。	操 作 ス イ ッ チ 類 は 正 常 な 位 置 に あ る か。	接 近 で き る か。	送 水 口 付 近 に 障 害 物 は な い か。	放 水 口 付 近 に 障 害 物 は な い か。
1	()															
2	()															
3	()															
4	()															
5	()															
6	()															
7	()															
8	()															
9	()															
10	()															
11	()															
12	()															
13	()															
14	()															
15	()															
16	()															
17	()															
18	()															
19	()															
20	()															
21	()															
22	()															
23	()															
24	()															
25	()															
26	()															
27	()															
28	()															
29	()															
30	()															
31	()															

※ 備考 良の場合は○を、不備のある場合×を、即時改修した場合は○を記入する。

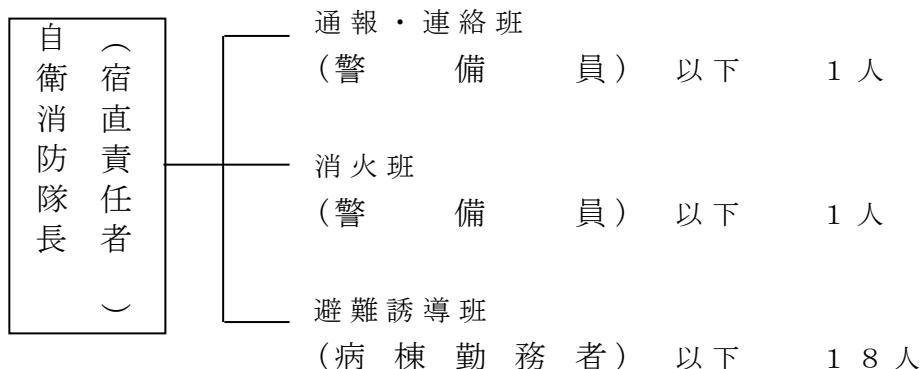
別表 5

自衛消防組織編成表

1 営業時間内等 (8 時 30 分 ~ 17 時 10 分)



2 勤務人員が少ない時間帯 (17 時 10 分 ~ 8 時 30 分)



★夜間等無人、別表2により委託(警備会社等に委託している場合)

★夜間等無人、連絡先は下記(警備会社等に委託していない場合)

緊急連絡先	木村 弘人 (電話 080-4505-9700)
-------	--------------------------